

本事業は、愛媛県ゆかりのアーティストを募集・取材・紹介することにより愛媛県の文化芸術活動を行っている人々（アーティスト）を広く周知し、支援すると共に県民が文化芸術に触れる機会を創出することを目的とします。紹介したアーティストを「ゆかりアーティスト」として登録します。

■ご確認ください

- ・取材対象につきましては、当財団で審査、検討いたしますので応募＝取材決定ではありません。
- ・愛媛県にゆかりのあるアーティストを広く周知する事業です。愛媛県にゆかりのない方は対象となりません。
- ・取材をしたアーティストは当財団 note やホームページ上で紹介することで、「ゆかりアーティスト」に登録としますので、ご承知ください。
- ・偽りその他不正な手段によって申込が行われた場合は取材を中止又は、登録を抹消します。

■文化芸術活動とは

文化芸術基本法に謳うとおり、本事業では「芸術」「音楽」等の所謂「文化芸術」という分野に加え、「観光」「まちづくり」「産業」など、文化芸術の継承・発展を担う分野も「文化芸術活動」と呼びます。

■取材について

1. 取材を希望する者は次の条件を全て満たしていなければなりません。
※申込後、次の条件のいずれかを満たせなくなった場合は取材を中止又は、登録を抹消します。
 - ・文化芸術活動を行うもの。
 - ・愛媛県にゆかりのある（出身者、在住者、勤務者、在学生、卒業生等）こと。
（グループの場合過半数がゆかりのあること。）
 - ・愛媛県内で開催される当財団や学校、地域等のイベント、ワークショップ等に参加できること。
 - ・年間2回以上の公演やイベント出演、ワークショップ等の実績があること。
（パンフレット・SNSなど活動実績の証拠が必要）
2. 自薦、他薦は問いません。
3. 当財団は、次のいずれかに該当すると認められるときは取材を中止します。
※申込後、次のいずれかに該当するに至った場合は取材を中止又は、登録を抹消します。
 - ・公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合。
 - ・特定の政治活動又は宗教活動を目的とする場合。
 - ・営利活動を目的とする場合。
 - ・青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合。
 - ・暴力団員及びこれに準じる団体が関わっていると認められる場合。
 - ・著作権や肖像権等、他者（個人・団体）の権利を侵害すると認められる場合。
 - ・部活、サークル活動の場合。
 - ・その他当財団が登録するものとして適当でないと認める場合。
4. 紹介記事が note 上で掲載された後、「ゆかりアーティスト登録書」をアーティストへ送付します。
5. 取材希望に沿えなかったときは、その旨をアーティストに通知します。
6. 登録後、申込時の情報に変更が生じたときは速やかに登録変更申込用紙を提出してください。
7. 登録後、申出により当該情報を抹消できます。また、登録を抹消したときはその旨をアーティストに通知します。

■取材料・登録料

無料。イベント、ワークショップ依頼時の料金については応相談とします。

■募集期間

特に期間を設けず、随時受け付けます。

■応募方法

「ゆかりアーティスト」取材希望申込用紙に必要事項を記入の上、活動実績が分かる資料を添付し当財団まで持参もしくは郵送してください。※代表者印を押印していただきますので、メールでの提出はできません。

■個人情報の取扱いについて

当財団が、本事業を通じて知りえた個人情報に関する取扱いは、公益財団法人愛媛県文化振興財団個人情報保護方針に準ずるものとします。

■お問い合わせ、取材希望申込用紙請求、持参/郵送先

お問い合わせの際にはメール、FAX、電話でご連絡ください。来館によるご相談を希望される場合には、事前に電話でご連絡ください。取材希望申込用紙希望の方は、件名に「ゆかりアーティスト取材希望」と記載し、名前・住所・電話番号を明記の上メールをお願いします。追って申込用紙を送らせていただきます。

※取材希望に沿えなかった理由や、審査・検討内容につきましてはお答えできません。ご了承ください。

〒790-0843 松山市道後町 2-5-1 公益財団法人 愛媛県文化振興財団 総務事業部 「ゆかりアーティスト」係
TEL：089-927-4777（平日 9：00～17：30） FAX：089-927-4778
専用メールアドレス：ehime_art_report@ecf.or.jp